

第 16 回 国分川調節池を育む会

日時：平成 25 年 6 月 30 日（日）

10 時～

場所：曾谷公民館 第 1、第 2 研修室

次 第

1. あいさつ

2. 全体会

(1) 国分川調節池の整備状況について

(千葉県真間川改修事務所)

(2) 平成 25 年度上部活用事業スケジュールについて

(市川市みどり整備課)

(3) 桜の植樹等について

(市川市みどり整備課)

(4) 市川市の公園管理について

(市川市みどり管理課)

(5) 公園管理制度等について

(千葉大学大学院園芸学研究科 近江氏)

3. その他 (事務連絡)

<資料>

1. 【基本計画図】整備年度別区域図
2. 平成 25 年度 国分川調節池上部活用事業スケジュール
3. 国分川調節池（市道 2038 号）への桜の植樹について
4. 桜の植樹標準断面図
5. 道の駅周辺の将来イメージ図
6. 公園の管理業務について
7. 市民参加による公園等の管理作業に関する協定書

事務局（市川市役所 みどり整備課）

TEL：047-332-8774（直通）

FAX：047-332-8749（河川・下水道整備課内）

メール：midoriseibi2@city.ichikawa.chiba.jp

国分川調節池整備方針

○国分川調節池整備テーマ

人と生き物の輝く池を次の世代に手渡そう！

○整備基本方針

1) 地域を洪水の被害から守り、治水に対する理解を深める

- ・洪水の危険から地域を守る治水機能を確保する。
- ・日常の利用により、治水の重要性を知り、興味を育む場、一人ひとりの取り組みかたを知る場とする。

2) ふるさとの自然を復元し、子どもたちや次の世代へと伝える

- ・自然ネットワークの大拠点となる豊かな自然を復元する。
- ・さまざまな生き物を育む、多様な環境を復元する。
- ・川の水質改善など、自然のもつ機能を発揮させる

3) 人と人、人と自然のふれあいを育む

- ・子どもたちが、ふるさとの自然と自由にふれあえる場とする。
- ・懐かしさを感じる風景の中で、穏やかに過ごすことのできる場とする。
- ・子どもから高齢者等まで、世代を越えた様々な人々の交流の場とする。

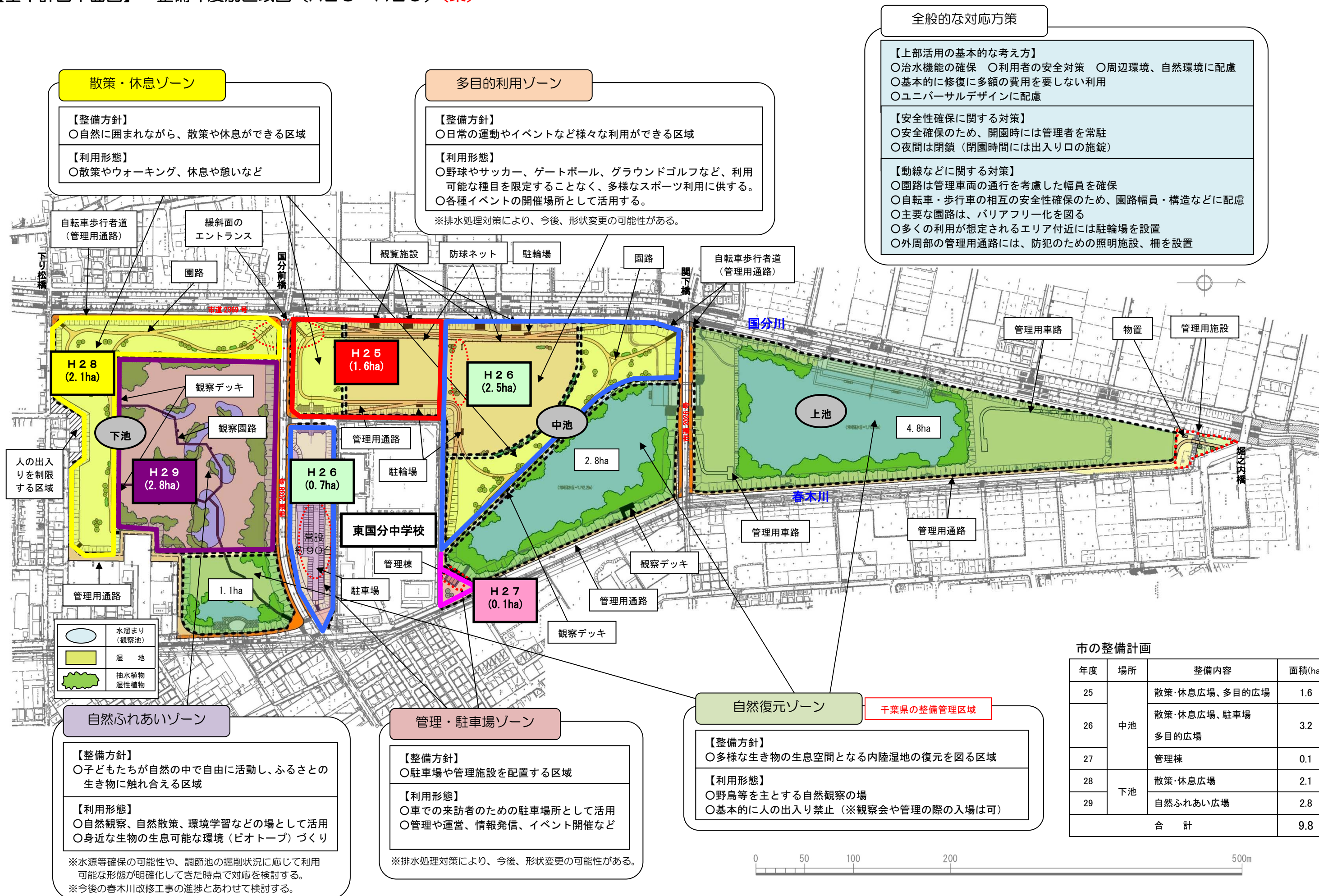
4) 緑豊かな木々に彩られた、雄大で多様な水辺の風景をつくる

- ・市川の原風景を感じる場とする。
- ・周辺から見える緑を増やし、住環境の向上に役立てる。
- ・自然と調和する施設整備を行う。

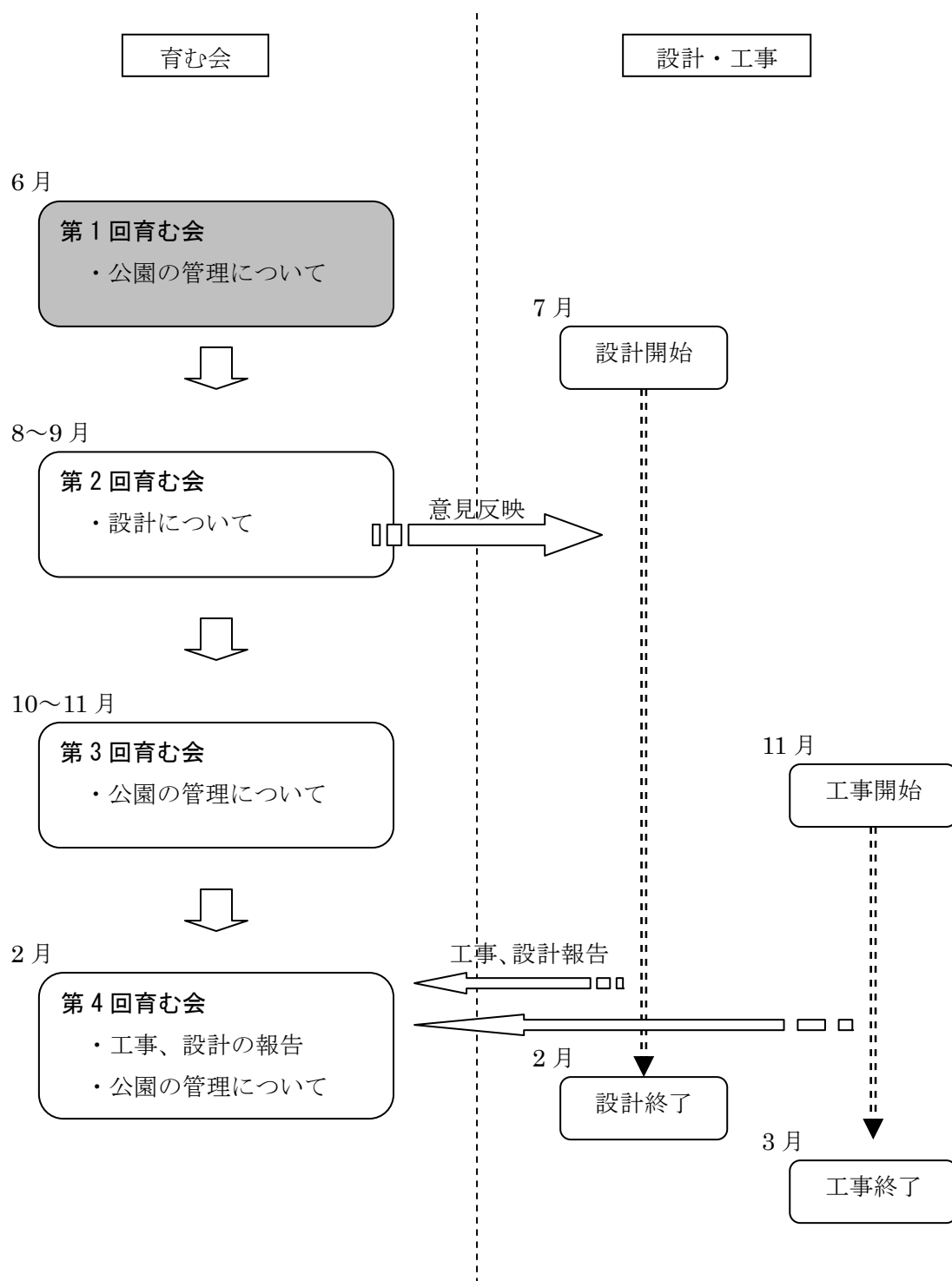
5) イベントや運営への参加を通じて、国分川調節池への愛着を育む

- ・市民の知恵と経験を活かしつつ、市民と行政のパートナーシップに基づく管理を行う。
- ・管理費用の抑制に配慮した整備を行う。

【基本計画平面図】 整備年度別区域図 (H25~H29) (案)

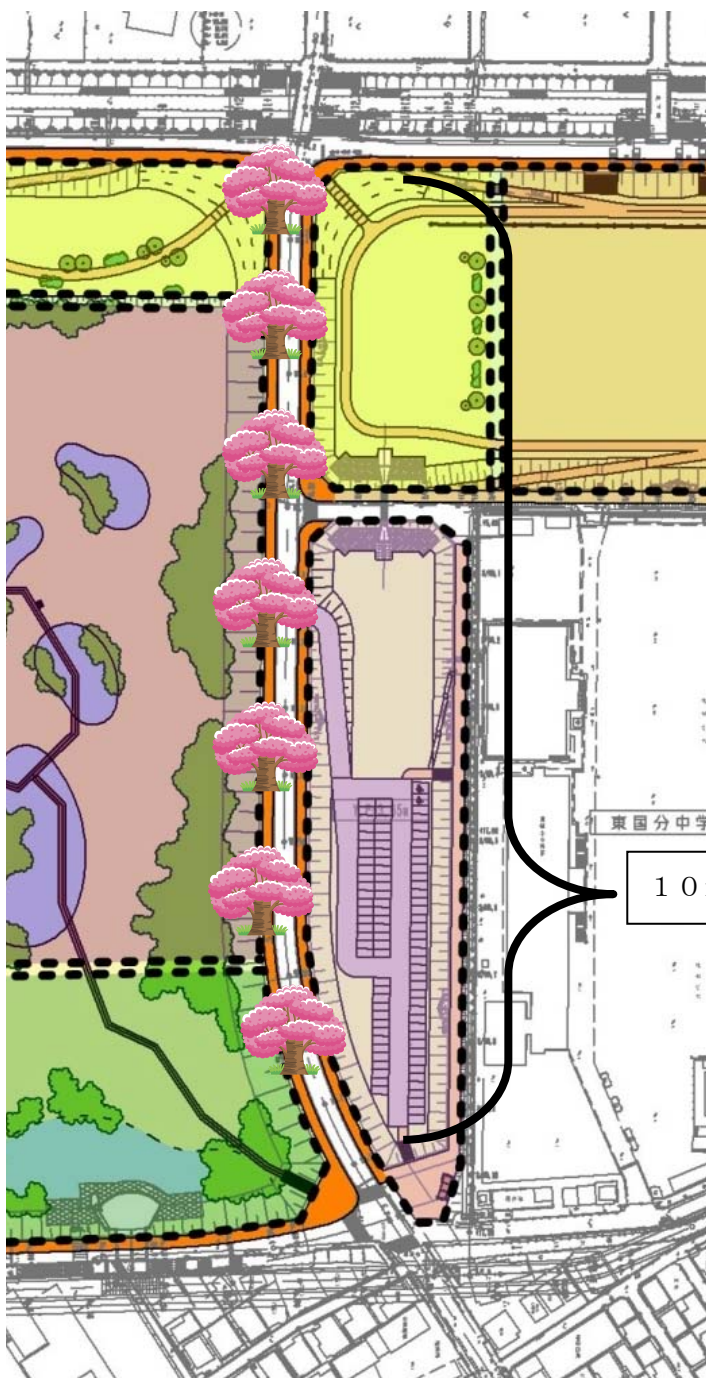


平成 25 年度 国分川調節池上部活用事業スケジュール



※ 上記は予定であり、状況により変更になる場合があります。

国分川調節池（市道2038号）への桜の植樹について

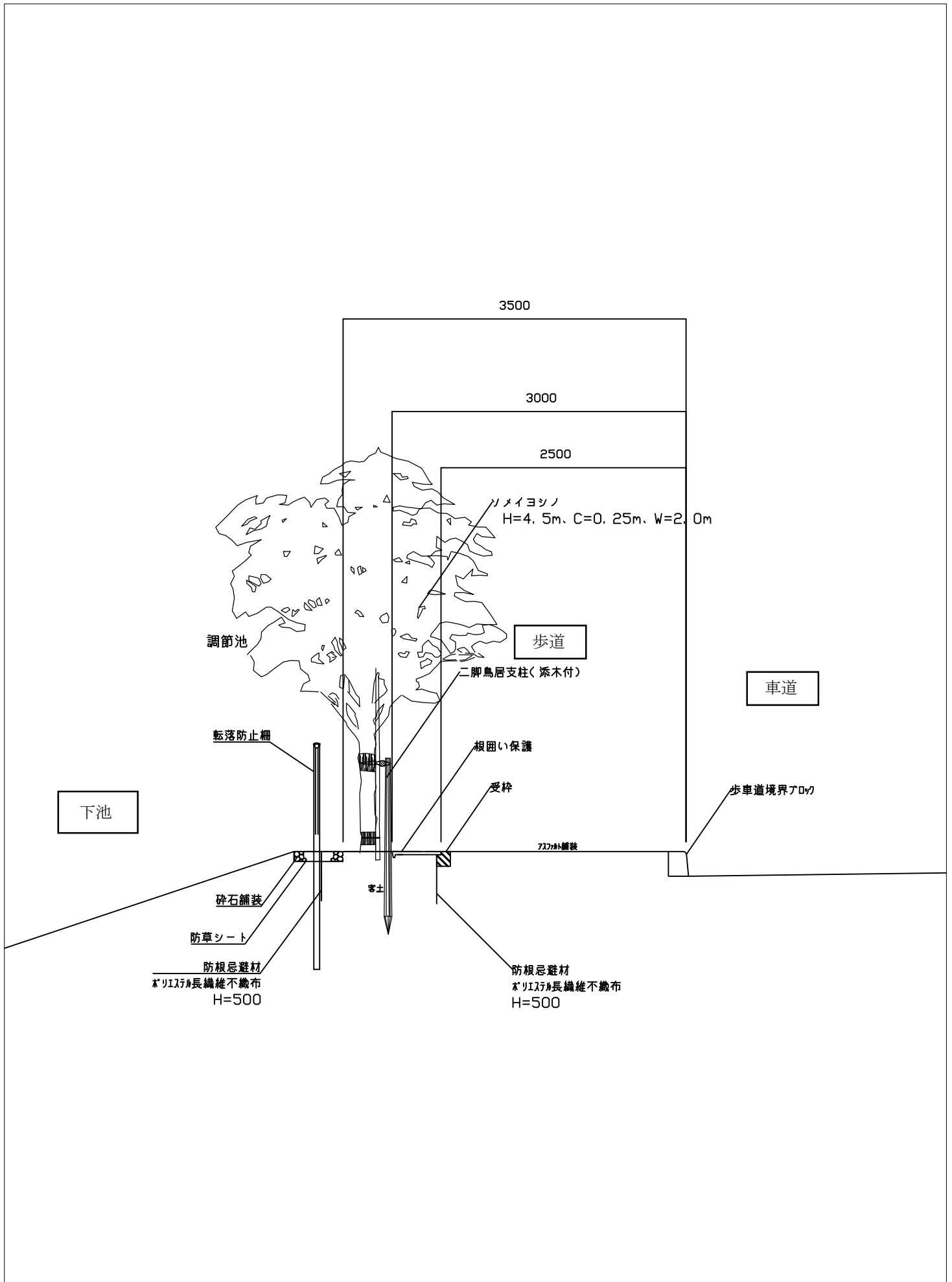


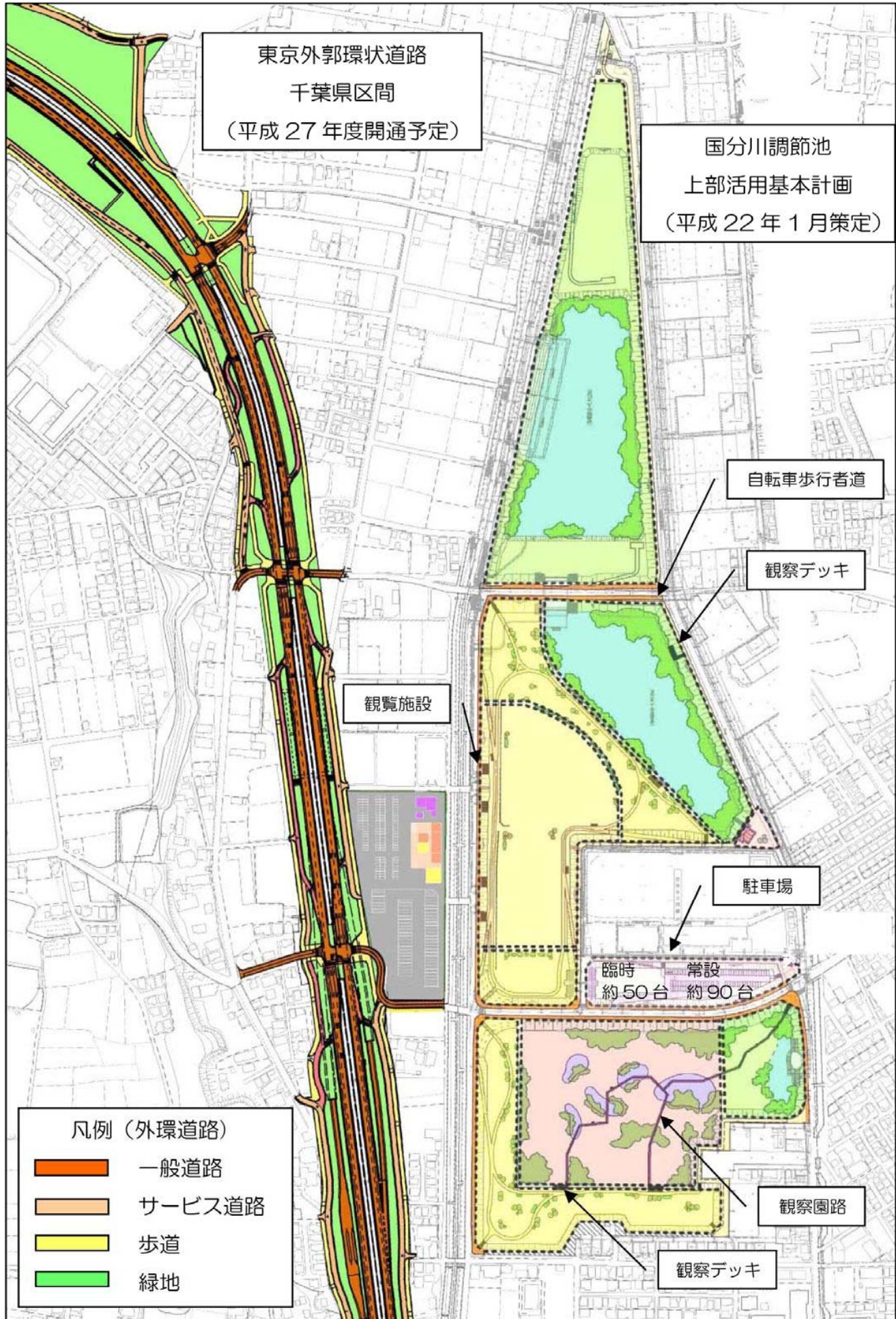
○ 地元の自治会連合会より桜の植樹要望

○ 植樹可能場所を検討し、市道2038号（中池と下池の間の道路）の下池側歩道に植樹を行う。

○ 道路整備終了後、桜の植樹に適した時期に植樹予定

10mごとに29本植樹予定





参考資料：歩道橋設置平面図 (東日本高速道路株式会社)

国分川調節池上部活用基本計画

公園の管理業務について

○公園管理の主な作業

- ・ 施設の管理 : 遊具や施設の点検や修理等、施設の開閉
- ・ 樹木の管理 : 樹木の剪定や害虫駆除、枯れ木の伐採など
- ・ 草刈、除草 : 広場植え込み等の草刈や除草
- ・ 清掃 : 公園内のゴミ拾い、落葉の掃除等
- ・ 花壇の管理 : 花壇への花の植栽、灌水、除草等

市民の参加により行う作業としては

草刈・除草・清掃・花壇の管理 等が挙げられる。

○公園管理の方法

- ・ 市川市内（江戸川以北）を4地区にわけ、地区ごとの公園管理を造園業者に委託
- ・ じゅん菜池緑地、小塚山公園、北方第二公園にそれぞれ管理事務所があり、各地区の公園、緑地の巡回や緊急時の対応等を行っている。
- ・ 大洲防災公園、大柏川第一調節池緑地の管理事務所には職員を配置し、施設の管理、巡回等を行っている。
- ・ 遊具、施設等の破損、故障は別途、専門の業者に依頼

※公園の維持管理は業者による管理が基本で、一部（草刈・清掃等）を市民の参加により行っている。

市民参加による公園管理について

○市民参加による管理の目的

- ・ 地域コミュニティー活動の推進を図ること
- ・ 地域の美観の向上を図ること
- ・ 住民の地域の環境への関心を高めること

○市民参加による公園管理の事例

1. 清掃報償金による清掃活動

作業内容：公園の草刈、清掃

作業状況：110 団体 150 公園

「市民参加による公園等の管理作業に関する協定書」(別紙)に基づいて活動

- ・ 大洲防災公園愛護会

近隣の複数自治会で構成

自治会ごとに当番制により、清掃、除草、公園巡回等を行っている。

2. いちかわガーデニングクラブ (IGC) による花壇の管理

作業内容：公園内の花壇の植栽管理（花植えや灌水など）

作業状況：55 団体 59 箇所

年1～3回花苗・肥料等を配布

「花壇管理支援事業登録要領」に基づいて活動

活動は基本的に花壇が設置してある公園のみ

3. ボランティアによる緑地の管理

- ・ 緑地管理ボランティア

作業内容：緑地の清掃、草刈、樹木の間伐等

市民大学の卒業生を中心に活動

草刈や清掃、間伐等の作業を行う

樹木の間伐等、特殊な作業も含まれ、市民大学の卒業生が中心に活動

「公園緑地の整備作業に関する協定書」に基づいて作業

登録番号 _____

市民参加による公園等の管理作業に関する協定書

市川市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が甲の管理する公園及び児童遊園地（以下「公園等」という。）の日常的な管理作業（以下「管理作業」という。）を行うことにより、地域コミュニティ活動の推進と地域の美観の向上を図ることを目的とする。

（団体等の構成）

第2条 乙は、 _____ の会員をもって構成するものとし、会員名簿を甲に提出するものとする。

（場所）

第3条 乙が管理作業をする公園等の名称及び面積は、次のとおりとする。

- (1) 名称 _____
 - (2) 面積 _____ m²
- （管理作業区分）

第4条 乙は、前条の公園等の 清掃・草刈 の管理作業を行うものとする。

（管理作業方法）

第5条 乙は、公園等の管理作業を行うときは、原則として指導者を配置し、別紙管理作業の手引きに基づき、作業を行うものとする。ただし、管理作業に当たる団体等の構成員（指導者を除く。）が管理作業の経験者や学識者による管理作業の講習や実技指導を受け、適切で安全な管理作業の方法を習得しているときは、指導者を配置しないことができる。

（報告書の提出）

第6条 乙は、甲に対し、6月、9月、12月及び翌年3月の各月の末日までに、当該各月以前3ヶ月の公園等の管理作業の状況について、管理作業報告書（別紙様式）及び作業前後の写真を添付することにより報告を行うものとする。

- 2 甲は、前項の報告のほか、必要があると認めるときは、公園等の実地検査を行うものとする。
- 3 甲は、乙が行う管理作業に関し必要があると認めるときは、公園等の実地検査を行うものとする。

（協定の解除）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 甲が公園等を廃止したとき。
- (2) 乙が管理作業を継続できなくなったとき。
- (3) 乙が協定の内容を履行しないとき及び乙の管理作業の状況が著しく不相当と認められるとき。

（報償金）

第8条 甲は、市民参加による公園等の管理作業に関する要綱（平成12年4月1日施行）に基づき、乙に報償金を支払うものとする。

- 2 報償金は、年額 _____ 円とする。
- 3 甲は、乙の請求に基づき、報償金を上半期（4月から9月まで）と下半期（10月から翌年3月まで）分けて支払うものとする。
- 4 甲は、前項の請求があったときは、上半期分については10月末までに、下半期分については翌年4月末日までに報償金を支払うものとする。

（返還）

第9条 甲は、乙が偽りその他不正の手段により報償金の交付を受けたときは、その金額又は一部を返還させるものとする。

（事故等）

第10条 乙は、管理作業中に事故等が起きたときは、指導者を通して直ちに、甲に報告するものとする。

- 2 指導者は、常に安全管理に努めるものとする。
- 3 乙は、管理作業に従事している者に事故等が発生したときのために、これに適応した適切な保障等ができるよう努めるものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定の期間は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日とする。ただし、同日前1ヵ月までに甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定の期間は、更新されるものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、翌年度以降において歳入算出予算の金額について、減額又は削除があったときは、この協定は、解除するものとする。

（その他）

第12条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 市川市八幡1丁目1番1号
 甲 市川市
 氏名 市長 大久保 博

住所 _____
 乙 _____
 氏名 _____